



発行 東京都

目次

告示

- 土地区画整理組合の事業計画の変更認可……………
……………(都市整備局市街地整備部民間開発課)……………
- 建築基準法による一団地の区域……………
……………(都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第二課)……………
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定(二件)……………(環境局環境改善部化学物質対策課・多摩環境事務所環境改善課)……………

公告

- 特定非営利活動法人の設立の認証申請……………
……………(生活文化局都民生活部地域活動推進課)……………
- 登録販売者試験の実施……………
……………(福祉保健局健康安全部業務課)……………
- 大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要……………
……………(産業労働局商工部地域産業振興課)……………
- 都市計画事業の施行……………(建設局公園緑地部計画課)……………

告示

●東京都告示第八百十五号
土地区画整理法(昭和二十九年法律第十九号)第三十九条第一項の規定に基づき国立市下新田土地区画整理組合

の事業計画の変更を認可したので、同条第四項の規定により、次のように告示する。

平成二十六年五月二十七日

東京都知事 舩 添 要 一

一 組合の名称

国立市下新田土地区画整理組合

二 事業施行期間

平成二十二年四月二十八日から平成二十七年三月三十一日まで

三 施行地区

国立市大字谷保字下新田の一部

四 事務所所在地

府中市本宿町二丁目八番地の一

五 設立認可の年月日

平成二十二年四月二十八日

六 変更の内容

事業施行期間を平成二十八年三月三十一日まで延長する。

七 変更認可の年月日

平成二十六年五月二十七日

●東京都告示第八百十六号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第八十六条の二第一項の規定による認定をしたので、同条第六項の規定により一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。

平成二十六年五月二十七日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

一 対象区域の地名地番及び認定年月日

対象区域の地名地番 認定年月日

小平市喜平町三丁目七百八十七番四 平成二十六年五月十、同番四十三、八百六十番一、同 月九日
番三及び九百三十一番二

二 認定計画書の縦覧場所

東京都多摩建築指導事務所建築指導第二課(小平市花小金井一丁目六番二十号)

●東京都告示第八百十七号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十六年五月二十七日

東京都知事 舩 添 要 一

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(江東区豊洲六丁目地内)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物並びに砒素及びその化合物

別図

<支点>

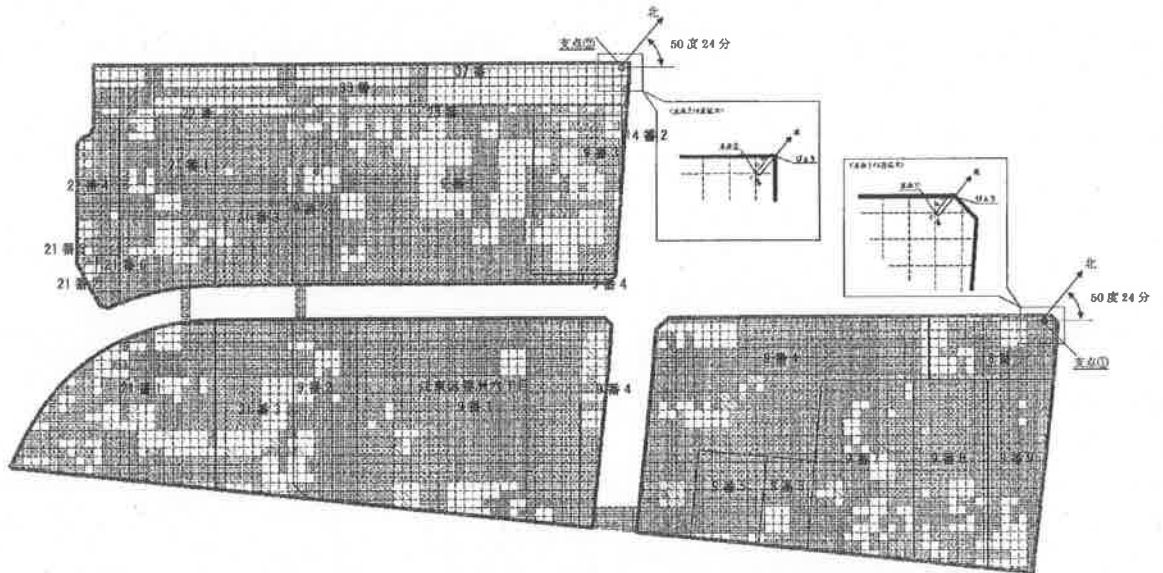
支点①は、江東区豊洲六丁目8番の最北端にあるびょうから西へ1.7m、南へ9.7m進んだ地点とする。支点②は、江東区豊洲六丁目37番の最北端にあるびょうから西へ1.8m、南へ9.3m進んだ地点とする。

<格子の回転角度(50度24分)>

格子の回転角度は、支点を通り、東西南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として右回りに回転させた角度として示す。

<凡例>

- : 調査対象地
- - - : 単位区画
- : 筆境界
- : 形質変更時要届出区域 (平成23年東京都告示第1655号、第1656号及び第1666号並びに平成25年東京都告示第973号により指定した区域)
- ⊞ : 形質変更時要届出区域 (この告示により指定する区域)



●東京都告示第八百十八号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十六年五月二十七日

東京都知事 舛 添 要 一

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(国立市大字谷保字唄ノ下地内)
- 二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 六価クロム化合物並びに砒素及びその化合物